

仙台市市民協働事業提案制度検討会の運営について

1. 会議の公開について

- ・「附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱」第4条第2号の規定により、検討会は原則として公開とします。ただし、「仙台市情報公開条例」第7条第5項の規定により、審議・検討・協議に関する情報を取り扱うため、一部非公開とします。

2. 議事録について

- ・「附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱」第4条第3号の規定により議事録を作成します。議事録は事務局が作成し、出席委員全員が確認した後、委員長及び議事録署名委員が署名します。
- ・議事録署名委員は、委員長を除き、五十音順にあたるものとします。担当委員が欠席の場合は、次の順番の委員が務め、当該欠席委員は次回の委員会において務めるものとします。
- ・議事録は、市政情報センター及び区情報センター（宮城野区、若林区及び太白区に設置）で閲覧に供するほか、仙台市ホームページでも公開します。

3. 議事内容について

第1回検討会（令和6年8月22日）

令和5年度事業と令和6年度事業の事業報告（公開）、事業評価（非公開）

第2回検討会（令和6年9月2日）

令和7年度事業の一次審査（非公開）

第3回検討会（令和7年1月頃）

令和7年度事業のプレゼンテーション（公開）、最終審査（非公開）

4. 第1回検討会について

(1) 事業報告 公開

- ・ 事業ごとに、団体発表 10 分、担当課報告 2 分、質疑応答 8 分となります。
- ・ 団体および担当課に対して、以下の内容を賜りますようお願いいたします。
 - 実施事業に関する質問
(工夫した点、検証調査を通して新たに発見された課題 等)
 - 委員の皆様のご経験に基づいた、団体の今後の可能性に繋がるような意見 等

(2) 事業評価 非公開

- ・ 全団体の報告終了後、同会場で机の配置を変更して行います。
- ・ 主に以下の内容についてご意見を賜りますようお願いいたします。
 - 事業の評価できる点、今後期待する点 等